

鴉片貿易禁止の条約締結について

目黒克彦

社会科教育講座

A Study on the Conclusion of Opium Trade Ban Treaty

Katsuhiko MEGURO

Department of Social Studies, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

一 はじめに

1875年2月(光緒1.1)に起こったマーガリー事件を收拾するために締結された「煙台条約」において、関税・厘金を海関において同時に徴収する「税厘併徴」の実施を規定した。しかし関税の額は従来通り百斤につき30両を全国一律としたが、厘金の額は各省の事情により異なる額を徴収すると規定した。しかしイギリスの鴉片商人やインド政庁が強硬に反対したことにより、清朝政府が既に条約を批准し、その規定条項を実施に移していたにも拘らず、イギリス政府はこの条約の批准を拒否した。批准発効の障碍となっている各省間の異なる厘金額を一律にするため、イギリス政府と清朝政府の間で交渉が重ねられることとなる。両国の間において曲折した交渉が重ねられ、清朝政府に関税・厘金の納付を一括して請け負うことを条件に、インド・中国間の鴉片貿易を独占的に扱う会社の設立構想が検討され⁽¹⁾、更に馬建忠をインドに派遣しインドにおける鴉片事情の調査とインド政庁に中国への輸出通減を打診する旅行が行われた⁽²⁾。こうした交渉の間に、清朝政府は鴉片貿易を禁止する条約の締結を企図し、現実にアメリカ・ブラジル・ロシアとの間において、鴉片貿易を禁止する条項を含む条約の締結に成功したことは、余り知られていない事実である。

小稿は、この中国の鴉片問題に関する歴史上において、鴉片貿易の禁絶を可能にし得る条約の締結の経緯を明らかにし、それが結局直ちには鴉片貿易の根絶につながらなかった事情を考察しようとするものである。

二 アメリカとの「中美続補条約」の締結

1880年8月(光緒6.7)、アメリカの新任駐華公使として James B. Angell (漢名、按吉立) が着任したが、これ以後中国とアメリカとの間において急速に条約締結の交渉が進み、11月17日(10.15)に軍機大臣宝鋆・李鴻藻とアメリカ公使エンジェル及び全権使節 William H. Trescot (漢名、笛銳克) と Jhon F. Swift (漢名、

帥腓德) との間で、「中美続補条約」⁽³⁾ 全四条が締結された。この条約は、当時顕在化していたアメリカにおける中国人移民問題に関して、「中美続修条約」全四条の締結に付随して結ばれたものである。因みにこの条約は、その第一条において、アメリカに赴むこうとし、或いは既にアメリカに居住している中国人で、アメリカの利益を妨げ、或いは国内および地域の平和を妨礙することが有れば、アメリカ政府はこれを整理し、或いは人数・滞在年数の制限を定めることができることを清朝政府は認める。その人数・滞在年数は酌中して定めるが、専らアメリカに赴き勞務に従事しようとする者を指しており、決してその他の目的でアメリカに赴くことを禁止するものではないと規定し⁽⁴⁾、渡米する中国人移民の人数とその滞在年数を制限することを清朝政府が承認するものであり、アメリカの要望・主張に沿うものであったと思われる。この条約の締結に付随する形で、鴉片貿易を禁止することを規定した条約が結ばれることとなったのである。

その交渉は当然総理衙門との間で行われたが、その予備交渉には李鴻章も関与していた。条約締結の7日前に、李鴻章より総理衙門に送られた書簡には、次のように記されていた。若干長文になるが、以下に引用する。

美国新たに派する公使京に赴いて後、鴻章偶ま美の前領事畢德格と、談じて鴉片を販運するを禁止するの一節に及ぶ。業に巴西の略公使等と議准し、須くかの国の定奪を請示すべしと請う。畢德格亟ちに称す。これ極善の挙に係る。美使津を過ぎる時、彼曾て与に条約の事宜に論及し、若し中国この条を添改せんと欲すれば、該使権有り、以て主と作り行うを允すべしと。鴻章その語の確拠無きを恐れ、尚お未だ越俎上陳せず。本日畢德格来謁し、美使等の彼に給する洋文の密函を袖出す。内に称す。現に総署と議定し、金山の華工は美国の朝廷により随宜に酌辨すべし。該使等甚だ權悦たり。鈞署又議修する和約数条を交到するも、並びに未だ鴉片を禁販するの事を提及せず。それをして速やかに敝処に稟して酌

奪せしめよ。中国既に内地の鴉片を自種するを禁止するも、洋商仍おこの人を害する物を販運し、我が生民を毒するは、実に天下万民の共に悪む所なり。英人亦自ら理の短なるを知るも、但だ印度の税餉を護り惜しみ、法を設けて停むるを議するを肯んぜず。美は大邦に係り、断じて英人を畏忌し、英人に付和するの理無し。儻し総署開誠布公し、剴切に婉商すれば、中美の和好は最も篤く、先に美商の販運進口を禁ずるを請へば、吾が美必ず力を竭くして補助し、並びに美より各小国に転商し、再び販運して華に入ること母かるべし。英人聞知すれば、必ず自ら慙沮し、漸く変計を思はむ。但しこの事は美使より端を發するに便ならず、亦美使已經に暗に許すと言明するに便ならず、祇だ総署修約の款内にこの条を添入するを要す。我等当に商量して遵辨すべし。必ず迅速に定議すべし⁽⁵⁾。

即ち、前領事 William N. Pethick (漢名、畢徳格) は公使エンジェルの指示を承けて、中国側から鴉片貿易の禁止条項を協定する意志が有れば、アメリカはこれを承諾し、さらに他の小国にも働きかける用意が有るという意図を伝えた。但しこれはあくまでも中国側の發議によるものという形を取り、事前にアメリカの暗黙の了解が有ったことをイギリス等の国に悟らせないようにせよ、というアメリカ政府の意図を伝えたのである。これは中国人移民の問題が、「金山の華工は美国の朝廷により随宜に酌辨すべし」とあるように、サンフランシスコの中国人移民問題はアメリカ政府が随意に処理することを清朝政府が承認したことに「該使等甚だ懽悦たり」とアメリカの意図通りに解決させるために、中国側に対する一種の讓歩という意味があると共に、当時の世界の覇者イギリスに対する対抗的意図、即ちインド鴉片の中国への輸出によって世界貿易体制の構造を堅固にし、植民地インドの統治を維持しているイギリスに、その鴉片貿易を停滞乃至廃止に至らせることによって、打撃を与えようとする戦略に基づくものであったと考えられる。

こうしたアメリカ側の意向を示された李鴻章は、

茲に畢徳格の公使より齋す密信に拠るに、商を見るに固より好みを見るに属し、我が鴉片を禁販するにおいて、尤も極善の政なり⁽⁶⁾。

と歓迎の気持ちを記して総理衙門に連絡したのである。総理衙門はこれを承けて、

洋薬の一宗に至っては、本より中国の漏卮たり。ただに中国久しく禁止を欲するのみならず、泰西各国も近ごろ亦多く後議有り。祇だ英国印度地方の歳入の洋薬税項少なからざるを以て、遽かに販運の利の所在を停めるを肯んぜず、各国因って亦效尤す。美国は公挙の国に係り、尚お体面を講ず。各国或いは逐漸觀感し、以て将来の地歩と為すべし⁽⁷⁾。

という考えから交渉を進め、妥結に至った。かくして

言わばアメリカ側の内々の打診を受け、これに乗る形で、従って清朝政府が積極的にアメリカ政府に働きかけ、要求して実現したものではなかったが、「中美続補条約」は第一条において、

中国・美国将来益す和好を敦くせんとし、^{あらゆる}所有兩國の商民の貿易等の事は、兩國の均しく有益に属す處において、以て彼此公同商議すべし⁽⁸⁾。

と兩國の一層の友好関係を図り、貿易等の件において相互に有益なことを互いに協定すると述べた上で、第二条において、次のように規定している。

中国は美国と彼此商定し、中国商民は洋薬を販運して美国の通商口岸に入るを准さず。美国商民も亦洋薬を販運し、中国の通商口岸に入り、並びに此の口より彼の口に運往するを准さず。亦一切の洋薬を売買する貿易を作すを准さず。あらゆる兩國商民は本国の船・別国の船を雇用し、及び本国の船、別国の商民に雇用され、洋薬を販運する者を論ずるなく、均しく各本国により自ら永遠に禁止を行う。再びこの条兩國の商民は、彼此均しく一体均霑の条を引いて講解するを得ざるなり⁽⁹⁾。

と規定し、更に第三条においては、中国・アメリカ兩國は互いにその船隻の貿易活動に対する税鈔の徴収において、定額以上の徴収や、他の名目による徴収を行わないことを規定し、第四条は中国・アメリカ兩國人民の裁判に関わる事項を規定している。

こうして中国は外国との通商関係において、初めて鴉片貿易を禁止すると規定した条文を有する条約の締結に成功したのである。この条約の締結を基礎として、清朝政府が新たに条約関係を結ぶ際の基本的な立場として、その条約にこの条項を盛り込むことにより、鴉片貿易の禁止規定の適用範囲を拡大することに努めた。その最初の現れは、ブラジルとの間の「中巴条約」として実現することになった。

三 「中巴条約」の締結

1881年10月3日(光緒7.8.11)、ブラジル(巴西)政府は特使として Eduardo Callado (漢名、喀拉多) を中国に派遣し、中国との国交関係を樹立する条約の締結を要請し、その交渉に当たった李鴻章は、鴉片貿易についてアメリカとの「続補条約」と同じ内容の条文を盛り込んだ「中巴条約」全17条⁽¹⁰⁾を締結することに成功した。この条約の第14条において、次のように規定している。

中国は巴国と彼此商定し、中国商民は洋薬を販運して巴国の通商口岸に入るを准さず。巴国商民も亦洋薬を販運し、中国の通商口岸に入り、並びに此の口より彼の口に運往するを准さず。亦一切の洋薬を売買する貿易を作すを准さず。あらゆる兩國商民は本国の船・別国の船を雇用し、及び本国の船、別国の商民に雇用され、洋薬を販運する者を論ずるな

く、均しく各本国により自ら永遠に禁止を行う。これ兩國共同商定するに係り、一体均霑の条を引いて講解するを得ざるなり⁽¹¹⁾。

見た通り、最後の部分に若干の相違が有るのみで、美国が巴国となっているだけで、基本的に同一の内容である。明らかにアメリカとの条約を参照して作成された条文であることが解る。

所でこの「中巴条約」には附属文書（附件）が4件有り、この条文が条約に挿入されるに至るまで、双方の交渉当事者の間で文書によるやり取りが行われた。条約締結交渉の当初、中国側は鴉片貿易禁止の条文を条約に明記することを求めたが、ブラジル側は光緒6年7月21日（1880.8.27）にこの問題についての協議は未だ不十分であるとし、この条文を除外し、合意に達した条項について調印を行い、批准書交換の際に、この件に関して両国が公文書の形で取り交わすこととしたいと申し出た⁽¹²⁾。この申し出に対して5日後に中国側は、

本大臣暫くこの事條款の内に列せず、彼此一公牘を附して存案するを允す。即日先に条約を將て画押蓋印し、仍お兩國の御筆にて批准し、再び互換を行うの日を俟って共同商酌し、巴民の鴉片を販運するを禁止する一節を將て、別に文を備え知照するを行う⁽¹³⁾。

と述べ、鴉片貿易禁止条項は批准書交換の後に、公文書の形で取り交わすことに同意した。

しかし文書の日付が明記されていない「附件三」において、ブラジルの特使カラードの照会として、次のように記載している。

又中国の洋薬を販運するを禁止せんと欲するの一事は、乃ち緊要にして大いに関係有る事なり。巴国はこの事の中国に有益なるを知り、立即に允許す。これ巴国大いに功を中国に有するなり。則ち第十款内に載せる所、凡そ巴人の公館・寓所・行棧・商船等の処に在る者は、均しく中国官員の差を派して逕往拘伝し、審理するを聴す等の語は、又除去すべきなり⁽¹⁴⁾。

即ちブラジルは中国の鴉片貿易の禁止条項を条約に盛り込むという要求に対して、即ちにこれを了承したことは、中国にとって大いに有益なことであるとし、その見返りとして、第十條に規定する中国在住のブラジル人に対する中国側による警察・裁判権を認める条項を削除するように要求した。この要求に対して、清朝政府は「附件四」の第四項において、

洋薬を販するを禁ずる一条は、上年貴大臣、未だ即ちには允定せず。今美国の約内に列入するを見て、始めて照添するを允すにして、並びに立即に允許するに非ざるなり。此次の議定画押せる約は、本大臣已に通融改易するを准すこと少なからず、洋薬を禁販するの一款と、亦相抵るに足り、未だ再び第

十款を將て删除するに便ならず⁽¹⁵⁾。

と回答しており、ブラジルが当初から鴉片の禁止条項を条約に盛り込むことに賛成したわけではなく、アメリカの対応を見て承諾したこと、これまでの交渉の中で中国側は多くの譲歩を行っており、禁止条項の挿入はそれに見合うものであるとして、第十條の削除の要求に応ずることはできないとしている。同じ「附件四」の第三項において、

蓋し議修多年の已成の約と、向來未だ有らざる約を創立するとは、情形本より自ずから同じからず、即ち洋薬を禁運するを以て論ずれば、貴大臣上年約内にこの条を載入するを肯んぜず、以て多く窒礙有りと為す。而るに美国竟に首先に載列するを肯んぜれば、則ち美国自ずからその利益を棄てると謂はんとするや。如し美国亦洋薬を販売するは、中国他国に霑するを得るを准す所の利益に係り、必ず一体に均霑せんと欲すと謂えば、この条は恐らく終に約内に列入するの日無からん。洋薬を運ぶは中国の民生に礙有るの事為り。美国約に列し、洋商の行棧を嚴禁し、逕ちに伝人を行うを肯んぜずは、中国の政令に関わり有るの事為り。巴国照行を肯んぜざれば、これを美国の中国に待つに較べ、恐らく亦未だ公平と謂うべからざるなり⁽¹⁶⁾。

と述べており、長年条約を締結し国交関係を有する国と、初めて条約を締結する国との対応は当然異なるとし、更に前年の交渉の中で、ブラジルは鴉片貿易禁止条項を条約に盛り込むことは、障碍が多いとして認めなかった。従ってアメリカが禁止条項の盛り込みを認めなければ、禁止の条約は日の目を見ることは無かつたであろう。しかしアメリカは鴉片の貿易が中国の民生に有害であると認め、鴉片貿易を行うアメリカ国民を逮捕することを了承したのは、中国の政令を妥当として認めたものであるとし、ブラジルがこの条文を盛り込むことを認めなければ、中国はアメリカと同様にブラジルを待遇することはできず、アメリカが鴉片貿易禁止の条項を認めたからには、ブラジルもこれに従うことが公平と言うべきものであると主張している。結局、警察・裁判権の問題は条約の本文第十條において、

両国民人の交渉・財産・犯罪の各案は、俱に被告者所属の官員により専ら審断を行い、各々本国の律例に照らして罪を定める⁽¹⁷⁾。

と規定し、双方が領事裁判権を承認することで決着することとなった。

この一連の鴉片貿易を禁止する条文を有する条約の締結に対して、『鴉片事略』の著者李圭は、当時の清朝政府部内では、これを些細な事と見なし、関係の重大さを知らないものであると批判している。彼は次のように述べている。

美・巴商人は本より洋薬を運售する者無し。論者

この約は重軽に関わり無しと謂ふ、而して関繋の特に重きを知らざるなり。蓋し将来他国と修約するに、是に拠って以て成案と為さば、漸くしてこれを約章に列し、尽く来源を遏ぐを期すべきなり⁽¹⁸⁾。

彼は清朝の官僚が、アメリカやブラジルの商人は鴉片貿易に関与していないことから、この条約の意義を軽視しているが、これらの条約を基礎として、将来イギリスを始めとする各国との条約改正の際において、鴉片貿易禁止を規定させる足がかりとなる条約であるとして、高く評価しているのである。

四 「中俄続改陸路通商章程」の締結

ロシアとの間では、当時の係争問題としてのイリ問題に関わる交渉の中で取り上げられた。即ち長年係争の地域であったイリ地方におけるロシアの侵攻問題を解決すべく、崇厚を「出使俄国大臣、辨理交還伊犁及俄国修約事宜」として、ロシア駐在公使に任命し、交渉に当たられた。彼には「全権大臣便宜行事」の大権が与えられた⁽¹⁹⁾。彼は光緒4（1878）年末に着任し、クリミアのリヴァディアにおいてロシア皇帝アレクサンダー二世に謁見し、「貿然として」⁽²⁰⁾ リヴァディア条約を締結した。これによりイリ地方の返還の代償として500万ルーブルの償金と領土の割譲を認めた。これは中国にとって極めて屈辱的な条約であり、清朝政府部内において、張之洞等が批准反対と崇厚を弾劾すべしとする上奏を提出し、「上大いに怒り、崇厚を獄に下し、斬監候に定め」⁽²¹⁾ た。ロシアの中央アジアへの進出を警戒するイギリス等の勧告を受け、清朝は条約改訂の交渉を申し入れ、清朝の駐英・法・俄公使曾紀澤がペテルスブルグに赴き、ロシアの外務大臣代理 Nicholas Karlovich de Giers（漢名、格爾斯）との間で交渉を重ね、1881年2月24日（光緒7.7.25）に所謂「イリ条約」を締結した。この条約によりかつてロシアに割譲を認めた地方は中国に返還され、現在の国境線が確定した⁽²²⁾。この条約に付随して締結された「中俄続改陸路通商章程」全17条の第15条において、

凡そ違禁の物の火薬・大小弾子・砲位・大小烏鎗、並びに一切の軍器等の類及び内地の食塩・洋薬は、均しく違禁に属し、販運して進口・出口するを准さず。如しこの例に違えば、即ち運ぶ所の違禁の物を将て、全て罰して入官する。俄国人民の中国に前往する者は、每人烏鎗或いは手鎗一桿を帯びて身を護るを准し、執照に填入す。又硝磺・白鉛は須く中国官の発給する准単を奉じて、方めて俄商口内に運進するを准し、如し華商特に明文を奉准すれば、方めて銷售するを准す。中国の米・銅錢は、販運して出口するを准さず。外国の米穀及び各種の糧食は皆販運して進口するを准し、一概に税を免ず⁽²³⁾。と規定している。即ち火薬・砲弾や武器と共に、食塩・鴉片も輸出入を禁止する物品として指定し、違法に輸

出入を行い摘発した場合は、全て没収すると規定している。又中国に赴くロシアの人民は、一人一丁の銃或いはピストルを護身用として携帯することを認め、執照にその旨を記入することとしている。更にロシア商人は中国政府の発行する准単（許可証）を受けて硫黄や白鉛をロシアに輸入する事が認められ、中国の商人は特別の許可証によって硫黄や白鉛の販売が許される。中国の米穀・銅錢の輸出は禁止されるが、外国の米穀や糧食は中国への輸入を認め、関税は徴収しないとしている。

この条約が如何なる経過を経て規定されたのであろうか。李恩涵はその著書『曾紀澤の外交』の第三章「中俄伊犁交渉」において、交渉の詳細な経過を検討しているが、鴉片貿易の禁止に関する事は言及していない⁽²⁴⁾。又『曾紀澤遺集』に収録されている曾紀澤による関係の上奏文や、『曾紀澤日記』の中にも、鴉片に関する言及は見いだせない。この点に関してアメリカ人 Carl T. Kreyer（漢名、金楷理）⁽²⁵⁾ の口訳、姚芬等の筆述に成るに『西国近事彙編』に次のような記載がある。やや長文になるが、以下に引用する。

近來の英国の新報に云う。俄京の聖彼德堡に在って立てる所の中俄和約は、歴來の約と同じからず。俄の中国と失和せざるは、その故約そ数端有り。…但し中俄立約の意は並びにこれが為ならず。この辨法に照らせば、中国は別に利益在る有り。査するに一千八百六十九年英の使臣中国と議する所の約に、英民の内地に暫居するを准し、並びに各種の洋貨内地の各税を免る。但に鴉片煙税漸く加えるのみならず、並びに各種の洋貨も亦厘半の税金を増す。これ則ち利は中国に在る者なり。但し彼の時猶お西人の内地に入り置産久居するを准さず。顧みるにその時英国に准さざる所以にして、茲に何ぞ独り俄国のこれを行うを准すや。則ちその故異なる有り。英使臣阿爾德、英の公議院に在って印度徵税の事を論じ、因って言うに、彼駐華使臣為りし時、總理衙門言う。若し約内に英国は鴉片煙を販して來華せざるの一言を加入すれば、特に英人内地に入り置産常居するを准すのみならず、並びに通商各事も亦准すべからざる無しと。これに照らしてこれを觀れば、中国は通商を視るに、本より吝惜ならざるを見るべし。但だ中国は総じて本国の利益を保つを要めるのみなり。近來中美の立約は亦鴉片煙を禁ずるの言有り。但し美国は本より鴉片貿易無し。中国は殆ど深意存する有り。英を除く以外、凡そ中国と立約する各国は、皆鴉片煙の貿易無し。若し条約内において鴉片煙を禁止する一段を増入すれば、即ちに格外の利益を得るべし。各国嚙に樂從せざるや。中国の意欲を疑うに、顯かに英国のみ独りこの種の貿易を為し、自ら慙じてこれを止めるに出ず。その用意甚だ深く、吾儕その心にこの計無しと謂う能はず。但し

中国極力外国の鴉片を販来するを禁止し、各省内に自ら罌粟を種えるは、自ら相矛盾するに似て、その実情は終にこれに外ならざるなり。中俄和約に照らすに、英国と相関わる者有るは、この鴉片煙を禁止する一言なり。俄国即ち通商の格別の益を得、利益均霑の言有るに因り、独り俄人これを得るのみならず、別国も亦皆得べし。恐らく中英国の鴉片の貿易を拒まんと欲し、甘んじて別国に格別の利益を得るを譲るなり⁽²⁶⁾。

即ちイギリスにおける報道の中で、中国とロシアの間のイリ条約において、イギリスは1869年のオルコック協定に規定されながら批准を拒絶した外国人の中国内地における居住権等をロシアに准許したことは、アメリカとの鴉片貿易禁止条約の締結と併せて考えれば、中国の意図は通商において利益を外国に譲ってでも鴉片貿易の根絶を図ろうとすることであると観測している。この記事では明らかにイギリス政府の鴉片貿易に対する固執が、対中国貿易における種々の利権獲得を妨げていると批判しているが、他方で最恵国待遇の規定により、ロシアの獲得した権益はイギリスにも適用されるのであるが、中国はそれをも甘んじて鴉片貿易の禁止規定の獲得を求めるといふ強い願望を示していると考えている。ともかくこれらの事によりロシアとの間においても、原則的に鴉片貿易を禁止する条約を締結したという事実を指摘することができる。

五 おわりに

更に同じ『西国近事彙編』において、

総稅務司赫德、暇を請い英に回らんとし、中朝それをして徳相畢士麻克に謁見せしめ、約内に鴉片煙を禁止するの一条を増入するを請はんとす⁽²⁷⁾。

との記事が有り、総稅務司ハートが請暇帰国に際して、ドイツの宰相ビスマルク（畢士麻克）に謁見し、ドイツとの条約においても鴉片貿易の禁止条項を加えるように要請させようとしていると報じている。しかしながら、如何なる理由からか明らかでないが、ハートの帰国は実現せず、従ってビスマルクに対する要請行動も為されなかった⁽²⁸⁾が、中国政府の意図として当然有り得ることであったと思われる。

こうしてアメリカとの間で鴉片貿易を禁止する条項を盛り込んだ条約の締結を契機として、この内容をブラジル・ロシアとの条約にも応用することに成功し、清朝政府としては、これらの条約を梃子として、今後新たに条約を締結したり、或いは条約の改正を行う際に、鴉片貿易の禁止条項を規定することを求める一つの基盤を獲得したとすることができるであろう。その現れはドイツとの条約においても、この規定を盛り込もうとしているという情報に見いだすことができる。

その意味でこれらの条約は中国の鴉片禁止運動の上で大きな意味を持つものであったと考えられる。民国

時代に『中国禁煙法令變遷史』を著した于恩徳は、次のように記している。

仮に如し清廷が禁煙の政策を堅持し、友邦の助力を利用し、その後の光緒六年の美国・巴国と鴉片の輸入を禁止するを允す条約のごとくであれば、則ち英国も亦或いは自ら鴉片貿易を禁ずる一途に趨り、鴉片の害は或いは早く禁絶の希望有らん。惜しむらくは清廷の計これに出ず、鴉片を藉り斂財の途徑と為し、鴉片の流毒蔓延して遏ぐべからざるを致す。今日の禁煙の困難は、亦この「寓禁於徵」政策の影響を受けるなり⁽²⁹⁾。

即ち、于恩徳は清朝政府がアメリカやブラジル・ロシアと締結した鴉片貿易の禁止を規定した画期的な条約を有効に活用し得なかったことを惜んでいるのである。それが実現できなかった最大の原因は、清朝政府の財政難であったといえる。即ち清朝政府は当面する洋務運動の展開等の資金需要が増大しているにも関わらず、財政的な窮乏が続く中で、その財政難を打開する一策として、鴉片の輸入に伴う関税、及びその国内における流通・販売・吸食の各段階において課徴する種々の厘金・捐税の収入に依存せざるを得ず、更に国産鴉片の生産・流通販売をも解禁し⁽³⁰⁾、それに対する捐税の徴収を図る政策に転換し、「禁を徵に寓する」政策を維持し、鴉片根絶を遠い将来の課題として棚上げしたことによるものであったとすることができる。

[なお小稿は、平成7年度科学研究費補助金（一般研究C）研究報告書の一部を大幅に加筆補訂したものである。]

註

- (1) 拙稿「鴉片貿易独占会社の設立構想について」（『愛知教育大学研究報告』第51輯（人文・社会科学編）、2001年3月）参照。
- (2) 坂野正高「馬建忠のインド紀行、『南行記』—1811年、アヘン貿易漸減打診の旅—」（『東洋史研究』第80巻第4号、1980年3月）、後1983年に東京大学出版会より刊行された『中国近代化と馬建忠』に、「インド紀行、『南行記』—1811年、アヘン貿易漸減打診の旅—」と改題して収録されている。
- (3) 『約章成案匯覽』甲編卷4には、『中美統補条約』として収録されているが、王鉄崖編『中外旧約章彙編』第一冊（三聯書店1957年刊）では、『統約附款』として収録している。又後出の『中美統修条約』は『統修条約』と題して収めており、ここでは前者に拠ることとする。
- (4) 同前、『中美統修条約』第一款。
- (5) 『李文忠公全集』訳署函稿卷11、「美使議禁販鴉片並優待華船」光緒6年10月初8日。
- (6) 同前。
- (7) 『清季外交史料』卷24, p. 10b, 「総署奏華商船往美額外徵稅應与美使及時議定片」光緒6年10月14日。
- (8) 『中美統補条約』第一条。
- (9) 『中美統補条約』第二条。
- (10) 『約章成案匯覽』甲編卷9の拠る。王鉄崖編『中外旧約章

彙編』第一冊には、『和好通商条約』として収録されている。

しかしこれには後述の『附件』は収録されていない。

- (11) 『中巴条約十七款』第14条。
- (12) 『中巴条約十七款』の末尾に附された「附件一」に拠る。
- (13) 同前, 「附件二」。
- (14) 同前, 「附件三」。
- (15) 同前, 「附件四」の第四項目。
- (16) 同前, 「附件四」の第三項目。
- (17) 『中巴条約十七款』第10条。
- (18) 李圭『鴉片事略』p. 224. (鼎文書局刊, 楊家駱主編, 中国近代史文献彙編之一, 『鴉片戦争文献彙編』第6冊所収)。
- (19) 故宮博物院明清檔案部・福建師範大学歴史系合編『清季中外使領年表』(中華書局1985年刊)の「清朝駐俄国使臣年表」の附註に拠る。
- (20) 『清史稿』卷446, 列伝233の崇厚の伝記。
- (21) 同前。
- (22) この記述は主として李恩涵『曾紀澤的外交』の第三章「中俄伊犁交渉」に拠る。
- (23) 『約章成案匯覽』甲編卷1の拠る。なお王鉄崖編『中外旧約章彙編』第一冊では、「改訂陸路通商章程」として収録されている。
- (24) 李恩涵「曾紀澤的外交」, (中央研究院近代史研究所專刊15)。
- (25) Carl T. Kreyer (漢名, 金楷理) については, 中国社会科学院近代史研究所翻訳室が編集し, 1981年に中国社会科学出版社より刊行された『近代来華外国人名辞典』に拠れば, 彼は1866年に中国に来て, 杭州において浸礼会の教会の基地を設

立し, 1870年に教会の職を辞し, 上海の江南製造局で翻訳に任じていた。後に彼はロシア駐在公使許景澄(1890. 9. 9 ~ 1897. 5. 28)に随行してロシアに赴きロシア駐在中国公使館の参贊となっている。

- (26) 金楷理口訳, 姚芬等筆述『西国近事彙編』, 辛巳卷3, pp. 31 b-33a. の「光緒七年閏七月二十四日至八月初八日西報(西曆1881年8月17日至30日)」の項。
- (27) 同前, 壬午卷3, p. 57a. 「光緒八年八月十四日至二十日西報(西曆1882年9月25日至10月1日)」の項。
- (28) 李恩涵は前掲書において, この記事からハートがドイツに赴き, ビスマルクに対してアヘン貿易禁止の条約締結の要請を行い, 中国の対英交渉の論拠を強化しようとしたと記述している(第五章, 使欧晩期, 第一節, 中英鴉片加税免厘交渉, p. 253.)。しかし中国第二歴史档案馆・中国社会科学院近代史研究所合編の総稅務司ハートと中国海関ロンドン辦事処の稅務司 Duncan Campbell (漢名, 金登干)との往復書簡を収録した『中国海関密档』第三卷(1882-1884)に拠れば, この1882(光緒8)年には, ハートは中国を離れてはおらず, 4月に上海に出張したことを除いては, 北京を離れていない。従ってビスマルクへの要請行動は実現していない。
- (29) 于恩徳『中国禁煙法令變遷史』第4章, 第6節, 結論, p. 108.
- (30) 拙稿「光緒十六年の国産鴉片の課税問題に対する各省の対応」(『愛知教育大学研究報告』第44輯(人文・社会科学編)1995年2月), 及び「土薬課徴の在り方とその実状—徐州土薬の課徴を中心に—」(『東北大学 東洋史論集』第6輯, 東北大学東洋史論集編集委員会, 1995年1月)参照。

(2008年9月16日受理)